

## 浜松市グループ制に関する要領

浜松市グループ制に関する要綱第8条の規定に基づき、グループ制に関し必要な事項を次のとおり定める。

- 1 グループ制導入の目的は、現有の人材の中で、課の所掌事務を執行するに最も効果的・効率的なグループ編成を所属長が判断し設置することにより、組織の機動性・柔軟性を高め、効果的な組織運営を図ることにある。従って、**グループ長資格職員の数を基本にグループを設定することは、グループ制の趣旨に合わないため、行わないものとする。**

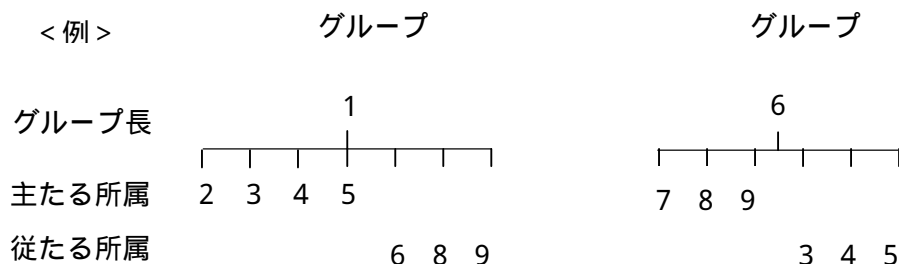
なお、グループは、その時々業務に応じて再編することができるものであり、年度途中においても新規業務への対応など、必要に応じて編成の見直しを行うことも可能とする。

グループ数の設定に当たっては、これまでのグループ数を目安とし、細分化しすぎないように特に留意すること。

グループのレイアウトについては、グループ単位でまとまるのではなく、複数グループで1つとするなど、より柔軟なレイアウトを検討すること。

- 2 グループへの職員配置に当たっては、職員の能力を有機的に組み合わせ、どのように事務を配分すれば最も効率がよいか、職員の能力及び適性を考慮して執行体制を整える。

グループ員（グループ長を含む。）は、原則として複数のグループに属するものとするが、主たる所属グループを決めておくものとする。ただし、2つ以上のグループ長を兼ねることはできないものとする。また、2つのグループが仕事の増減に応じて時期的に1つのグループとして活動するなどの柔軟な職員配置を行うものとする。なお、小規模課等においてグループを編成しなくても業務が効率的に執行できると判断されるときは、グループを編成しなくてもよいものとする。



また、グループの名称は、市民に業務内容がわかりやすい名称とするとともに、「庶務グループ」などの一般内部事務の名称は、できるだけ使わないものとする。

3 グループ長は、グループ員の協働者として、自らの経験と知識でグループ員への援助・指導を行いながら業務を執行し、その進捗状況や成果を所属長に報告するものとする。

4 グループ制の施行に当たっては次の事項に十分留意し、制度の目的が十分達成されるよう努めなければならない。

- (1) グループ制のねらいを職員全員が理解し、グループ制の適切な運営が行われるよう努力すること。
- (2) 所属長は、運営に対する認識をもち部下とのコミュニケーションを十分とり、グループの円滑な運営を図ること。
- (3) グループ長とグループ員の関係は、指揮命令の形から協働的なものになることから、グループの一体性と連携を確保すること。

5 グループ編成の報告については、概ね次のとおりとする。

(4月異動の場合)			
人事異動内示	3月 下旬	人事課	
グループ設定依頼		人事課	各課
共同利用サーバーへの入力		各課	グループ設定システム
グループ編成報告書提出	4月 月上旬	各課	人事課
(その他)			
グループ編成の相談、調整	随時	各課	人事課
グループ編成報告書提出		各課	人事課

… 所属長が異動の場合は新所属長と協議する(新設の課にあつては人事異動内示以降の手続とする。)